



アネスト岩田株式会社

証券コード：6381

第71期

定時株主総会招集ご通知

開催日時



平成29年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所



神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 4階
「サフィアの間」

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件	
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件	
事業報告	18
計算書類	34
監査報告	40

誠 心

まことのこころ

グループ経営理念

1. 私たちは常にお客様の視点でものごとを考え、お客様の期待にお応えすることで誠の信頼関係を築いてまいります。
2. 私たちは常にグローバルな視野を持ち、環境の変化を見据えた新規性のある技術の研究と開発に努めます。
3. 私たちはお客様のご要望にお応えする魅力あふれる製品とサービスを適切な品質と価格で真心をこめてご提供いたします。
4. 私たちは挑戦の精神を重んじ、公平公正を旨とし、社員の個性と能力を生かす、明るく一体感がある企業風土と、変化に柔軟に対応できるたくましい企業体質を作り上げ、心の幸福と豊かな生活を実現します。
5. 当社グループの全社員が、個人や文化の違いを尊重し、あらゆる関係者と協力し合うことを基本とし、個人の創造力とチームワークを最大限に高める企業風土を確立します。

証券コード 6381
平成29年 6 月 5 日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地

アネスト岩田株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員

壺 田 貴 弘

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年 6 月22日（木曜日）午後 5 時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 6 月23日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜 3 丁目 6 番15号
新横浜グレイスホテル 4 階「サフィアの間」
 3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 1. 第71期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
 - 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5 名選任の件
 - 第 3 号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の記載のない議決権行使書の取り扱い

ご提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について会社提案については賛成、株主提案については反対として、取り扱います。

(2) 議決権の代理行使（代理人の資格及び人数）

代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名を代理人に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書類（委任状と議決権行使書）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 不統一行使の事前通知方法

会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、株主総会の3日前までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨とその理由を記載した書面によりご通知ください。

(4) 招集通知添付書類のWEB掲載

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>) に掲載しておりますので、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該事項は記載しておりません。なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の事項を含んでおります。

①事業報告の「2項（5）株式会社の支配に関する基本方針」に係る一部の内容

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の個別注記表

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めることを重要な使命とし、収益力の強化に努め安定した配当をすることを基本としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 11円

総額 459,128,428円

中間配当金の1株につき9円と合わせ年間配当金は1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案では同じ）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名委員会の審議を経て決定しており、また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	壺田貴弘 (昭和32年5月15日生) 【再任】	昭和56年4月 当社入社 平成12年4月 当社塗装システム部長 平成13年6月 当社取締役 平成15年4月 当社塗装機器部長兼塗装システム部長 平成16年4月 当社塗装機部長 平成20年4月 当社代表取締役社長 ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. Chairman (現) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. Chairman (現) ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事 (現) 平成21年11月 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長 平成26年4月 当社代表取締役 社長執行役員 (現) (重要な兼職の状況) ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. Chairman ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. Chairman ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事 (取締役候補者とした理由) 壺田貴弘氏は、代表取締役社長執行役員として、グローバル戦略を指揮し事業拡大に努め、創業90周年を機に100年企業へ向けたビジョンを掲げ、強いリーダーシップを発揮し、持続的な企業価値の向上を図っております。中長期的なビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	63,181株
2	古賀弘志 (昭和33年2月13日生) 【再任】	平成16年9月 当社入社 平成17年4月 当社関係会社管理室長 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社経理部長 平成23年6月 当社取締役 (現) 平成28年4月 当社上席執行役員経営管理部長 (現) (取締役候補者とした理由) 古賀弘志氏は、長年製造業における会計に従事し、その知識と経験を活かし、当社グループの事業拡大のために積極的に事業戦略の進行に努めております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	23,909株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	塚 本 真 也 (昭和41年1月22日生) 【再任】	平成2年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員圧縮機部長 平成23年4月 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長 平成25年6月 当社取締役（現） 平成25年11月 阿耐思特岩田(上海)商貿有限公司 董事長（現） 平成26年4月 当社圧縮機事業部長 平成27年9月 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長（現） 平成28年4月 当社上席執行役員エアエナジー事業部長（現） （重要な兼職の状況） 阿耐思特岩田(上海)商貿有限公司 董事長 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長 （取締役候補者とした理由） 塚本真也氏は、営業や事業開発の経験を基に、エアエナジー事業の世界展開を加速し、生産、販売体制の強化と共に次世代事業開発に努めております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	16,615株
4	鈴木 正 人 (昭和40年2月11日生) 【再任】	昭和62年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員塗装機部長 平成23年7月 東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長（現） 平成23年8月 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 董事長（現） 平成26年4月 当社塗装機事業部長 平成27年6月 当社取締役（現） 平成28年4月 当社上席執行役員コーティング事業部長（現） 平成28年7月 ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman（現） 平成29年3月 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長（現） （重要な兼職の状況） 東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 董事長 ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長 （取締役候補者とした理由） 鈴木正人氏は、当社コア事業である塗装機開発の経験を基に、コーティング事業の更なる世界展開を推進するために、事業の再構築、再編成並びにコア事業強化に努めております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	16,100株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	よね だ こう ぞう 米 田 康 三 (昭和23年6月18日生) 【再任・社外】	昭和47年3月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 平成13年4月 同行執行役員本店営業第二部長 平成14年6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO 平成15年4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベ ストメント株式会社 顧問 平成17年6月 平田機工株式会社 代表取締役社長 平成24年4月 株式会社キンレイ（現株式会社K R フードサービ ス） 代表取締役社長 平成27年6月 当社社外取締役（現） 平成27年6月 株式会社タカギ 社外取締役（現） 平成27年12月 スリーフィールズ合同会社 代表社員（現） 平成28年11月 フォーライフ株式会社 社外取締役（現） (重要な兼職の状況) 株式会社タカギ 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 フォーライフ株式会社 社外取締役	466株
		(社外取締役候補者とした理由) 米田康三氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 (社外取締役としての在任期間) 当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。	

(注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

壺田貴弘氏は、ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. Chairman、ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. Chairman、ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事を兼務し、3社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。

塚本真也氏は、阿耐思特岩田(上海)商貿有限公司 董事長、杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長を兼務し、2社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。

鈴木正人氏は、東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長、阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 董事長、ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman、嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長を兼務し、4社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。

他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- 米田康三氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、米田康三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
- 当社は、米田康三氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は米田康三氏が選任されまると、当該契約を継続する予定であります。
- 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた平成29年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

(ご参考)

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに社外取締役の独立性に関する判断基準について、以下のよう
に定めております。

1. 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、職務執行に必要な専門知識とマネジメントスキルを有し、得意分野や特定部門に偏らない大局的な視点と客観的な思考から判断できる人材であることに加え、当社の経営哲学である「アネスト岩田フィロソフィー」に則り、当社のリーダーとしての自覚、人間力、倫理観、課題形成力、課題遂行力など総合的に評価して行います。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスと当社の経営活動に関わる利害関係者の適正な視点を考え、専門分野や出身等の多様性等に配慮し、かつ、当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断して行います。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会（監査等委員である取締役選任の場合は監査等委員会が候補者を推薦）での審議を経て、取締役会で決議を行います。

2. 社外取締役の独立性基準

(1) 独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- a. 当社又は当社子会社の業務執行者（業務執行取締役及び使用人）及び過去に業務執行者であった者。
- b. 当社又は子会社を主要な取引先とする者（当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- c. 当社又は子会社の主要な取引先（直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- d. 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者）。
- e. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者）。
- f. a. からe. までの掲げる者の近親者（二親等内の親族若しくは同居の親族）。
- g. 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。
- h. 独立取締役としての通算在任期間が8年間を超える者。

なお、a～dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。

(2) 独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。

(3) 仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができる。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成28年5月9日の取締役会決議及び平成28年6月28日の第70期定時株主総会におけるご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます）に関する対応方針（以下「本方針」といいます）を更新しておりますが、本方針につきましては平成29年6月23日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもってその有効期間が満了いたします。そこで、当社は第3号議案におきまして、本方針を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会において、本方針の継続に関しまして、本方針を第3号議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得られることを本方針の継続の条件といたしました。本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針の継続にあたり、基本的内容についての変更はございません。

本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては監査等委員会が、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はございませんので、念のために申し添えます。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

平成19年5月15日施行

平成29年5月11日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、大正15年に創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下のグループ経営ビジョンを定め、中長期的な経営戦略としております。①お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発企業となる。②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。③世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様への買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入するものであります。

なお、現時点において当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様への発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合は適用対象とします。大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の

構成員を含みます)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)

②大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます)

③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます)

④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会(後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び(注8)をご参照)が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑制するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計4名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めるなどしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、米田 康三氏、大島 恭輔氏、高山 昌茂氏、森 敏文氏の合計4名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法等その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）

②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行っていると判断される場合

⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合

⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合

⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分に検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3. (2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

ます。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続は不要です）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとし、ます。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様のご意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法ならびに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、平成29年3月31日現在の大株主の状況は本招集ご通知の「[添付書類]事業報告2. 会社の状況に関する事項(1)会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。また、上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいたため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様のご意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

【別紙 1】

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

(1) 特定大量保有者(注9)、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者(注10)、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます)は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとす。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができるとする旨の条項を定めることがある。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

■ 独立委員会規程の概要

【別紙２】

１．独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

２．独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という）は、３名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、或いはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

３．独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

４．独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の３分の２以上の賛成により独立委員を解任することができる。

(1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合

(2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と

客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合

(3) 独立委員が法令等に違反した場合

(4) 独立委員が上記２.の(2)に定める者ではなくなった場合

５．善管注意業務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

６．独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

７．独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

８．独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

①大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か

②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か

③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か

④対抗措置を講じるか否か

⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か

⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査等委員である取締役に對し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

９．独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。
以 上

■ 独立委員会委員の氏名及び略歴

【別紙3】

米田 康三（よねだ こうぞう） 昭和23年6月 生まれ
 昭和47年3月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
 平成13年4月 同行執行役員本店営業第二部長
 平成14年6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO
 平成15年4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社 顧問
 平成17年6月 平田機工株式会社 代表取締役社長
 平成24年4月 株式会社ギンレイ（現株式会社K R フードサービス） 代表取締役社長
 平成27年6月 当社社外取締役（現）
 株式会社タカギ 社外取締役（現）
 平成27年12月 スリーフィールズ合同会社 代表社員（現）
 平成28年11月 フォーライフ株式会社 社外取締役（現）

大島 恭輔（おおしま きょうすけ） 昭和29年1月 生まれ
 昭和57年8月 S U N X株式会社（現パナソニックデバイス S U N X株式会社）入社
 平成12年6月 同社取締役
 平成19年6月 同社常務取締役
 平成23年6月 同社常勤監査役
 平成27年6月 当社社外取締役
 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

高山 昌茂（たかやま まさしげ） 昭和36年9月 生まれ
 昭和62年9月 英和監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所
 平成2年2月 協和監査法人入所
 平成2年8月 公認会計士登録
 平成19年1月 協和監査法人 代表社員（現）
 税理士法人協和会計事務所 代表社員（現）
 平成24年6月 当社監査役
 平成25年2月 オービーアイジャパン株式会社 代表取締役（現）
 平成25年8月 内閣府 公益認定等委員会 参与（現）
 平成27年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 客員教授（現）
 独立行政法人国立科学博物館 監事（現）
 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

森 敏文（もり としふみ） 昭和21年1月 生まれ
 昭和43年4月 三菱商事株式会社入社
 昭和55年6月 米国スタンフォード大学 MBA取得
 平成5年8月 欧阿中東三菱商事株式会社 副社長
 平成7年12月 米国三菱商事株式会社 副社長兼グループC00
 平成12年6月 三菱製紙株式会社入社
 Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Paper Holding (Europe) GmbH取締役社長兼CEO
 平成16年6月 三菱製紙株式会社 上席執行役員
 平成19年8月 Heidrick & Struggles(Japan)代表兼マネージングパートナー
 平成23年6月 株式会社ウイルビー・インターナショナル 顧問
 平成24年4月 株式会社コーチ・エィ 顧問（現）
 平成24年6月 当社監査役
 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

上記独立委員会委員4氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件並びに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。

以上

事 業 報 告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

①事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、英国のEU離脱問題や米国大統領選に伴う不透明さが懸念されましたが、欧米経済が堅調に推移し、日本経済も緩やかながら回復基調となり、中国経済の減速にも歯止めがかかったことから、総じて改善の傾向が見られました。

このような経営環境の中、当社グループは創業90周年を迎え、「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」を目指してあらたな中期経営計画に基づく活動を開始し、新製品開発や生産設備の効率化を目指すと共に、世界各国で築き上げてきたグループ経営機能の再編にも着手いたしました。圧縮機製品では、オイルフリースクロール圧縮機本体を主としたコアコンポーネントビジネスや鉄道車両およびハイブリッド・電動バス搭載用ユニット、医療市場に向けた圧縮機のシステム提案が好調に推移しました。特にオイルフリースクロールコンプレッサFシリーズは、高い圧縮効率とメンテナンス性が評価され、第37回優秀省エネルギー機器表彰 資源エネルギー庁長官賞を受賞しました。真空機器製品では、アネスト岩田コンプレッサ株式会社の販売網を用いて一般産業分野への販路拡大を着実にすすめてまいりました。塗装機器製品では、国内外の自動車補修市場に向けて創業90周年記念モデルを発売し、各国での展示会出展を通じて世界的なブランド力強化活動を推進しました。国内の法改正に伴う環境装置の新設・更新需要取り込みも、順調に推移しております。塗装機器製品に含まれる液圧機器では、自動車内装や木工品製造用接着剤ならびに高粘度コーキング剤・シーリング材、製パン・製菓用離型油など幅広い材料を塗布する専用スプレーガンとその補器の販売が着実に伸長しております。塗装設備製品では、自動車部品を主とした塗装工程に向けて塗装設備の省エネ・省資源および生産効率の向上を実現すべく、当社ラボルームにおける試塗り提案を継続・拡大してまいりました。グループ経営機能強化として、塗装機器事業の欧州ヘッドクォーターにおける生産・販売体制の統合、中国での小形・中形圧縮機生産体制の集約化、事業強化として、豪州における現地企業からの圧縮機事業取得、エアブラシ事業拡大を目的としたドイツのエアブラシメーカ買収等を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は為替の影響を受けて、売上高29,548百万円（前連結会計年度比0.1%増）、営業利益3,733百万円（同1.7%減）、経常利益4,139百万円（同0.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,400百万円（同31.1%増）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益には、持分法適用関連会社2社を連結子会社化したことにより発生した450百万円の段階取得に係る差益とふくしま産業復興企業立地補助金406百万円の特別利益を含んでおります。

セグメントごとの状況は、以下のとおりです。

「日本」

日本では、外部への売上高17,689百万円（前連結会計年度比3.1%減）、セグメント利益3,914百万円（同2.2%減）の減収減益となりました。

「ヨーロッパ」

ヨーロッパでは、外部への売上高3,208百万円（同2.8%増）、セグメント利益321百万円（同34.7%増）の増収増益となりました。

「アジア」

アジアでは、外部への売上高5,084百万円（同0.4%増）、セグメント利益352百万円（同8.5%減）の増収減益となりました。

「その他」

その他の地域では、外部への売上高は3,565百万円（15.8%増）、セグメント利益は256百万円（17.1%増）の増収増益となりました。

＜地域ごとの売上高＞

地 域	日 本	ヨーロッパ	ア ジ ア	そ の 他	合 計
売上高（百万円）	16,213	4,254	5,437	3,642	29,548
構 成 比（%）	54.9	14.4	18.4	12.3	100.0

（注）地域売上高を示し、例えば日本からヨーロッパの外部顧客への売上高はヨーロッパの売上高に含みます。

＜製品別売上高＞

製品区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度対比	
	平成27年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで		平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで			
	売上高（千円）	構 成 比 (%)	売上高（千円）	構 成 比 (%)	増減額（千円）	増減率 (%)
圧 縮 機	13,778,611	46.7	14,336,586	48.5	557,974	4.0
真 空 機 器	1,819,180	6.2	1,754,152	6.0	△65,027	△3.6
塗 装 機 器	11,671,789	39.5	11,323,764	38.3	△348,025	△3.0
塗 装 設 備	2,255,250	7.6	2,134,023	7.2	△121,226	△5.4
計	29,524,831	100.0	29,548,526	100.0	23,694	0.1

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額1,473百万円であります。主な設備投資先セグメントは日本で、その内容は福島工場の工作機械および設備改修、秋田工場の工作機械等です。当連結会計年度に撤去、滅失した主な固定資産は、福島工場の電力設備の46百万円等があります。

③資金調達の状況

当社及び一部の連結子会社は安定的かつ機動的な資金調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	7,806百万円
・借入実行残高	—
・借入未実行残高	7,806百万円

④対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国経済が底堅く、欧州、日本も緩やかに景気が回復していることから、地政学的リスク等不確定要素はありますが、世界経済は引き続き堅調に推移すると予測されます。そのような経営環境の中、当社グループは、以下に掲げる方針に基づき企業活動に努めてまいります。

・「アネスト岩田フィロソフィー」の浸透

社は経営理念をはじめ、経営の根幹を永続的に支える精神を「アネスト岩田フィロソフィー」としてまとめ直しました。すべての役員・従業員は、大正15年の創業から大切に受け継がれてきた伝統を継承し、「100年企業」を目指します。

・人材の確保と育成

当社グループを支える人材を広く世界に求め、柔軟な視野でビジネスを考え行動できる人材の確保と育成に努めます。また、従業員の能力と適性を尊重し、海外拠点との双方向的な人材交流によって、企業風土の国際化と人材配置体制の最適化に取り組みます。

・事業部門別の指針

圧縮機・真空機器事業は、空圧・膨張・真空に関わる「社会必須のエネルギー」を効率的、かつ安定的に供給するエアエナジー総合事業として、そのノウハウの構築と蓄積、人材の育成、必要とされるサービスの開発、効率的エネルギー管理に関わる製品開発をすすめる、「空圧・膨張・真空エネルギーの総合マネジメント事業」への転換を継続推進します。

塗装機器・塗装設備事業は、世界中のお客様に満足していただける、最適な塗膜作成技術を有する世界トップクラスのコーティングメーカーになることを目指します。塗装機器というハードに留まらず、塗装・塗布方法や塗装・塗布技術などのソフトの提供と共に「高効率、作業環境改善、地球環境保全」を更に追求します。

・ガバナンス体制

当社グループは、取締役会における議決権を行使することによる適切な監督・監査機能の確保を目的として、平成28年6月28日の第70期定時株主総会決議をもって、監査等委員会設置会社へ移行しました。その中で、取締役会の諮問機関として、代表取締役と社外取締役全員で構成し委員長を社外取締役とする指名委員会と報酬委員会を設け、代表取締役や取締役会の独断を牽制し、統治機能の強化を図り、また、内部統制委員会とCSR委員会を設置し、取締役会の機能を補完する体制といたしましたが、更なるガバナンスの強化と共に取締役会の活性化に努めます。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 (平成26年 3 月期)	第 69 期 (平成27年 3 月期)	第 70 期 (平成28年 3 月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高 (百 万 円)	25,457	27,428	29,524	29,548
経 常 利 益 (百 万 円)	3,579	3,716	4,138	4,139
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,181	2,214	2,593	3,400
1 株当たり当期純利益(円)	51.78	52.79	62.14	81.48
総 資 産 (百 万 円)	30,856	33,766	34,678	38,895
純 資 産 (百 万 円)	21,783	24,689	25,518	28,605

(注)1. 会計方針の変更に伴い遡及適用を行ったため、第69期について、遡及適用後の数値を記載しております。

2. 1 株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

第68期 輸出の回復や設備投資の増加により売上高が増加し、増収増益となりました。

第69期 円安により、輸出、設備投資、雇用の回復し、売上高は増加し、増収増益となりました。

第70期 輸出に加え国内需要が回復し、過去最高利益の増収増益となりました。

第71期 当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アネスト岩田コンプレッサ株式会社※	10 百万円	100.0 %	圧縮機、真空機器の販売及び修理
アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社※	10 百万円	100.0	塗装機器の販売及び修理 塗装設備の製造販売及び修理
阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司	200 千USD	100.0	塗装機器、塗装設備の販売
ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.	956 千EUR	86.8	塗装機器、塗装設備の製造販売
ANEST IWATA MOTHERSON Pvt.Ltd. ※	435 百万INR	51.0	圧縮機、真空機器の製造販売
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司※	7,500 千USD	65.0 (間接保有30.0含む)	圧 縮 機 の 製 造 販 売

(注)1. 当社の連結子会社は「(5)主要な営業所及び工場」に記載した37社です。

2. 会社名の後ろに※印を記載した会社は、特定子会社です。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 主 要 な 事 業 内 容

事 業	主 要 製 品
圧 縮 機	コンプレッサ、窒素ガス発生装置、クリーンエアシステム、医療機器
真 空 機 器	ドライスロール真空ポンプ、真空機器
塗 装 機 器	スプレーガン、塗料供給装置、塗装ブース、各種液体塗布機器
塗 装 設 備	塗装ブラント、塗装ロボット、自動塗装装置

(5) 主要な営業所及び工場

国内拠点	本社		神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
	工場		秋田工場（秋田県大仙市）
			福島工場（福島県西白河郡矢吹町）
	支店		3 支店（東京都大田区）（愛知県名古屋市中区）（大阪府大阪市）
	連結子会社		アネスト岩田コンプレッサ株式会社（神奈川県横浜市）
			アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社（神奈川県横浜市）
			アネスト岩田キャンベル株式会社（神奈川県横浜市）
		エアエンジニアリング株式会社（神奈川県横浜市）	
持分法		株式会社アドバン理研（京都府八幡市）	
海外拠点	ヨーロッパ	連結子会社	(販) ANEST IWATA Deutschland GmbH（ドイツ）
			(製・販) ANEST IWATA Babatz GmbH（ドイツ）
			(製・販) HARDER & STEENBECK GmbH & Co. KG（ドイツ）
			(製・販) ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.（イタリア）
			(製・販) ANEST IWATA AIR TECH s.r.l.（イタリア）
			(販) ANEST IWATA France S.A.（フランス）
			(販) ANEST IWATA (U.K.) Ltd.（イギリス）
			(販) Anest Iwata Scandinavia AB（スウェーデン）
			(販) ANEST IWATA Iberica S.L.（スペイン）
			(販) ANEST IWATA Polska Sp.z o.o.（ポーランド）
	持分法	(販) ANEST IWATA Italia s.r.l.（イタリア）	
	アジア	連結子会社	(販) 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司（中国）
			(製・販) 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司（中国）
			(製・販) 東莞阿耐思特岩田機械有限公司（中国）
			(販) 阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司（中国）
			(製・販) 上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司（中国）
			(製・販) 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司（中国）
			(製・販) 岩田友嘉精機股份有限公司（台湾）
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.（インド）
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.（インド）
(製・販) ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co., Ltd.（タイ）			
(製・販) ANEST IWATA Korea Corp.（韓国）			
(販) ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）			
(販) PT.ANEST IWATA INDONESIA（インドネシア）			

海外拠点	その他	連結 子会社	(販) ANEST IWATA USA, Inc. (アメリカ)
			(販) ANEST IWATA - Medea, Inc. (アメリカ)
			(製・販) ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc. (アメリカ)
			(販) ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA. (ブラジル)
			(製・販) AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. (ブラジル)
			(販) ANEST IWATA Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)
			(販) ANEST IWATA RUS LLC (ロシア)
			(販) ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd. (南アフリカ)
			(販) ANEST IWATA MIDDLE EAST FZE (アラブ首長国連邦)
			(製・販) ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V. (メキシコ)
	持分法		(製・販) Powerex-Iwata Air Technology, Inc. (アメリカ)

(注) (販) は販売拠点を、(製・販) は製造及び販売拠点を、持分法は持分法適用会社を表しております。

(6) 従業員の状況

報告セグメント	日 本	ヨーロッパ	ア ジ ア	そ の 他	合 計
従業員数	578名	130名	486名	122名	1,316名
前連結会計年度末比増減	25名増	24名増	83名増	25名増	157名増

- (注) 1. ヨーロッパの増加は、ドイツの現地企業を買収し連結子会社化したことによるものです。
2. アジアの増加は、持分法適用会社2社を子会社化したことによるものです。
3. その他の増加は、オーストラリアの連結子会社が事業を譲受けたことによるものです。

(7) 主要な借入先

記載を要する借入先は有りません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 189,290,000株
 ②発行済株式の総数 41,738,948株（自己株式 6,557株を除く）
 ③株 主 数 2,656名
 ④大 株 主

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,606,200	6.2
第一生命保険株式会社	2,272,000	5.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,912,500	4.6
アネスト岩田得意先持株会	1,881,900	4.5
アネスト岩田仕入先持株会	1,827,500	4.4
明治安田生命保険相互会社	1,520,848	3.6
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,105,635	2.6
株式会社りそな銀行	1,034,349	2.5
株式会社常陽銀行	960,000	2.3
アネスト岩田従業員持株会	899,000	2.2

(注) 1. 持株比率は、自己株式（6,557株）を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（共同保有者株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ投信株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社、国際投信投資顧問株式会社）から平成27年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書には、同年4月27日現在同社が2,676,935株を保有している旨が記載されています。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 会社役員に関する事項

①取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	*壺 田 貴 弘	社長執行役員 ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. Chairman ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. Chairman ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事
取 締 役	*古 賀 弘 志	上席執行役員経営管理部長
取 締 役	*塚 本 真 也	上席執行役員エアエナジー事業部長 阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司 董事長 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長
取 締 役	*鈴 木 正 人	上席執行役員コーティング事業部長 東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 董事長 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長 ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman
取 締 役	米 田 康 三	スリーフィールズ合同会社 代表社員 株式会社タカギ 社外取締役 フォーライフ株式会社 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	岩 田 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 島 恭 輔	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 山 昌 茂	協和監査法人 代表社員 税理士法人協和会計事務所 代表社員 オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	森 敏 文	

- (注) 1. 当社は、平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役米田康三氏、大島恭輔氏、高山昌茂氏、森敏文氏の4氏は社外取締役であります。なお、4氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員である取締役 岩田一氏は、常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通し、質の高い情報を収集できる者が、取締役会以外の重要な会議に出席し、代表取締役をはじめ業務執行上の各責任者や、会計監査人と内部監査部門等との連携を密に図ることによって得られた情報をもとに監査・監督を行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会において、岩田一氏、大島恭輔氏、高山昌茂氏、森敏文氏は、監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。

6. 取締役森本潔、飯田紀之、監査役腰越勉は、平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 当社では執行役員制度を導入しており、*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。平成29年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏 名	職 名
壺 田 貴 弘	社長執行役員
古 賀 弘 志	上席執行役員経営管理部長
塚 本 真 也	上席執行役員エアエナジー事業部長
鈴 木 正 人	上席執行役員コーティング事業部長
大 沢 健 一	液圧機器部長、阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 総経理
亀 原 信 和	アネスト岩田コンプレッサ株式会社 代表取締役社長
鷹 野 巧 一	経営企画部長
武 田 克 己	コーティングシステム部長
橋 本 隆 司	品質保証部長
深 瀬 真 一	福島工場長
三 好 栄 祐	アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社 代表取締役社長
Marco G. Vicentini	ヨーロッパ統括、ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. 社長
Gary Glass	北米統括、ANEST IWATA - Medea, Inc. 社長

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と限定しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （2名）	139百万円 （7百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	36百万円 （17百万円）
監 査 役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	6百万円 （2百万円）
合 計 （うち社外役員）	16名 （8名）	182百万円 （27百万円）

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額 4名25百万円を含みません。
2. 上記には、平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役4名を含んでおります。
3. 平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会決議による取締役（監査等委員である者を除く）報酬限度額は年額2億円以内、平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は6千万円以内、平成18年6月27日開催の第60期定時株主総会決議による監査役報酬限度額は5千万円以内であります。
4. 上記支給額のほか、当事業年度において受け又は受け取る見込みが明らかになった報酬額は、平成17年6月28日開催の第59期定時株主総会における役員退職慰労金制度の廃止決議に基づく、役員退職慰労金の打ち切り支給が退任取締役2名に42百万円であります。当事業年度末における打ち切り支給額残高は9百万円であります。

④取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役に対する報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、毎月の定期同額給与と連結経常利益の額を算定指標とした年1回の業績連動報酬（役員賞与）によって構成されています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、監査等委員である社外取締役が委員長の報酬委員会にて評価を行い、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で取締役会において審議し決議します。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で監査等委員会の協議に基づき決定します。

⑤社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

i. 取締役米田康三氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。

これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ・スリーフィールドズ合同会社 代表社員
- ・株式会社タカギ 社外取締役
- ・フォーライフ株式会社 社外取締役

ii. 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。

これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ・協和監査法人 代表社員
- ・税理士法人協和会計事務所 代表社員
- ・オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役

iii. 監査等委員である取締役の大島恭輔氏、同森敏文氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席回数／開催回数（出席率）	主な活動状況
米 田 康 三 (社外取締役)	取締役会 15回／15回 (100%)	複数の企業経営者として会社経営に携わり養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また指名委員会と報酬委員会委員として活動しました。
大 島 恭 輔 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 10回／10回 (100%)	長年製造業の会社経営に携わることで養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名委員会、報酬委員会、内部統制委員会とCSR委員会の委員として活動しました。
高 山 昌 茂 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 10回／10回 (100%) 監査役会 5回／5回 (100%)	会計・税務の専門家としての知識や豊富な経験に基づき、専門的見地から積極的な意見・提言等があります。また、指名委員会の委員長と報酬委員会の委員として活動しました。
森 敏 文 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 10回／10回 (100%) 監査役会 5回／5回 (100%)	国内・海外企業における会社経営の知識や豊富な経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、報酬委員会の委員長と指名委員会の委員として活動しました。

- (注) 1. 社外取締役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 当社は、平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
3. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 青南監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額 28,000千円

(b) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計計画概要書の監査体制、監査内容、監査日数等の妥当性並びに監査水準の世間水準比較などを総合的に判断し、監査法人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人または公認会計士の監査を受けております。

③ 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決議し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、これに基づき下記内容の責任限定契約を結んでいます。

会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度とする。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

なお、当社は平成28年6月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、下記の監査等委員会については、移行後の運用状況を記載しておりますが、移行前においても監査役会については同様の体制整備・運用をしております。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 就業規則等において、法令、定款、方針及び社内規程等を遵守することを義務付けています。
- (b) アネスト岩田グループで働く全ての者が責任のある行動を取るための指針とするため、「行動指針」「行動規範」を定め、浸透を図っています。
- (c) 内部通報窓口「アネスト岩田ホットライン」を設置し、不正リスクを軽減させるとともに、法令上疑義のある行為を早期に発見・対応する体制を構築しています。また、代表取締役による相談窓口「提案ポスト」も設置しています。
- (d) 法務部門を設置し法務研修等により継続的なコンプライアンスの指導を行うとともに、内部監査部門の配置により、その浸透状況を確認しています。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行っています。

- (a) 組織の構成と各組織の業務を明確にし、また、権限の範囲を定めるため、組織規程を設けています。
- (b) 取締役会規程を定め、取締役会を月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催する旨を定めています。
- (c) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役9名のうち業務を執行しない取締役を半数以上の5名としています。

③ 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報（文書・議事録）及び重要な決裁に係る情報の保存・管理についての指針とするため文書管理規程等を定めています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクの洗い出し・予防及びリスクが現実のものとなった場合の企業価値の保全を目的として、リスク危機管理規程を定めています。その運用の状況については、内部統制委員会で定期的に確認します。
- (b) リスク危機管理規程等に基づき、リスクに対する統一した管理体制として、社長執行役員を委員長とした危機管理委員会を設置しています。
- (c) 緊急事態が発生した場合には、危機管理委員会を召集し、対応を迅速かつ適切に行うと

ともに、事後の防止策を講じるよう定めています。

- (d) 万が一当社グループの製品に不具合があった場合に的確に対処できるよう独立した品質保証部門を設置し、お客様の満足向上に努めています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ会社管理の指針としてグループ経営管理規程を定めています。
- (b) 当社の危機管理委員会は、グループ会社における緊急事態の発生等にも対応します。
- (c) 当社の製品別担当部門が各グループ会社の主管として指導・支援を実施しています。
- (d) 各グループ会社は定期的に親会社に財務状況や取締役会の審議結果等の報告を行っています。また、当社の内部監査部門が、各グループ会社に対して監査を実施しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員及びその従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助すべき従業員について、以下を定めています。

- (a) 監査等委員会は、その職務を補助させるため、内部監査部門に対して必要な事項を指示できること。
- (b) 監査等委員会から指示を受けた業務について、内部監査部門は監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないこと。
- (c) 内部監査部門の人事は監査等委員会の同意の下に代表取締役が行うこと。

⑦ 監査等委員以外の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制とその他監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するため、以下を定めています。

- (a) 社内の事情に精通した常勤の監査等委員を1名選定していること。
- (b) 監査等委員以外の取締役及び従業員は職務執行等の状況について監査等委員会に報告しなければならないこと。
会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況、会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項、月次決算報告、内部監査の状況と監査結果、法令・定款等に違反するおそれのある事項、上記以外の会社経営上重要な事項等。
- (c) 監査等委員は取締役会以外の重要な会議にも出席することができること。
- (d) 監査等委員は代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に会合を持ち意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることができること。
- (e) 監査等委員は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができること。
- (f) 内部通報制度を利用して通報された内容は、監査等委員に全て通知されること。通報者に対する不利益の取り扱いは、監査等委員に直接通報された場合も含め、禁止されること。

(g)監査等委員の職務に必要な費用は、仮払いの要否も含めて、監査等委員会の判断により決定すること。

(運用状況の概要)

当社グループでは、上記の基本方針に基づき「業務の適正を確保するための体制」の整備及び運用を実施しています。

当社の取締役会は、毎月1回以上開催しました。社外取締役も出席し、毎回発言がなされました。グループ会社の取締役会は年2回以上開催し、各社を主管しているエアエナジー事業部長又はコーティング事業部長が出席し、その結果については当社の取締役会にて報告されました。また、各社の業績については、毎月当社に報告されました。

社是や経営理念を中核とする経営の基本方針については再定義を行いました。また、社内規程についても、形骸化を防ぐための定期的な見直しを実施した他、規程改定実行プロジェクトを発足させ、全面的な見直しを開始しました。内部監査部門は年間監査計画に基づく内部監査を実施しましたが、業務の重要な不適正につながる指摘はありませんでした。内部通報制度「アネスト岩田ホットライン」についても継続した社内への周知活動を行った結果、6件の通報がありました。各通報については通報者の保護も含め的確に対応しましたが、業務の重要な不適正につながる通報はありませんでした。この他、提案制度「提案ポスト」にも相談がありました。

当社は、平成28年6月の定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しましたが、それまでの間監査役会は毎月開催され、毎回社外監査役の発言があったことを確認しました。また、各監査役は取締役会にも毎回出席し、発言がありました。監査役には会計監査人から監査の状況が報告されたことを確認しました。また、内部通報の内容及び対応については全て監査役に通知しました。

監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員会も毎月開催され、毎回、社外取締役の発言があったことを確認しました。監査等委員には四半期毎に会計監査人から監査の状況が報告されるとともに、内部監査部門も含めた「三様監査協議」を定期的の実施し情報の交換を行っていることを確認しました。また、内部通報の内容及び対応については全て監査等委員に通知しました。なお、監査等委員からの求めに応じ、内部監査部門の3名を「監査等委員の職務を補助すべき従業員」とし、代表取締役からの特命監査事項を除き、監査等委員以外の取締役や他の従業員からの独立性を確保しました。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、大正15年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として「お客様の立場に立ち、誠心を込めて製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。その間に蓄積した知識やノウハウを活用し、品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただける圧縮機・真空機器・塗装機器の専門メーカーとして成長してまいりました。「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社が永年にわたり蓄積した知識やノウハウを活用し、更なる品質向上・技術革新に努め、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することで、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上を成し得るものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討する、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そのため、平成19年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様に買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間と情報を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

尚、導入いたしましたルールの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>) に掲載しております。また、本通知「株主総会参考書類」第3号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」に、基本構成は変わらず日付・役職等を更新した継続案を記載しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。）

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,695,774	流 動 負 債	7,220,149
現 金 及 び 預 金	8,100,275	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,613,083
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,928,211	短 期 借 入 金	135,439
有 価 証 券	100,000	1年内返済予定の長期借入金	57,076
商 品 及 び 製 品	3,539,425	リ ー ス 債 務	117,401
仕 掛 品	565,978	未 払 法 人 税 等	777,695
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,426,875	賞 与 引 当 金	577,900
繰 延 税 金 資 産	615,783	役 員 賞 与 引 当 金	77,490
そ の 他	1,458,985	製 品 保 証 引 当 金	227,590
貸 倒 引 当 金	△39,761	そ の 他	1,636,472
固 定 資 産	17,199,586	固 定 負 債	3,069,727
有 形 固 定 資 産	9,094,883	長 期 借 入 金	22,880
建 物 及 び 構 築 物	3,324,587	リ ー ス 債 務	520,385
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,370,537	繰 延 税 金 負 債	92,769
土 地	2,294,180	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,359,918
リ ー ス 資 産	559,547	そ の 他	73,772
建 設 仮 勘 定	242,170	負 債 合 計	10,289,876
そ の 他	303,860	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,814,534	株 主 資 本	26,047,751
の れ ん	812,395	資 本 金	3,354,353
ソ フ ト ウ ェ ア	546,144	資 本 剰 余 金	1,324,472
そ の 他	455,994	利 益 剰 余 金	21,374,203
投 資 そ の 他 の 資 産	6,290,167	自 己 株 式	△5,277
投 資 有 価 証 券	5,343,468	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	671,019
長 期 貸 付 金	28,317	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	707,129
繰 延 税 金 資 産	283,687	為 替 換 算 調 整 勘 定	222,079
退 職 給 付 に 係 る 資 産	408,167	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△258,189
長 期 預 金	73,887	非 支 配 株 主 持 分	1,886,713
そ の 他	163,367		
貸 倒 引 当 金	△10,728	純 資 産 合 計	28,605,483
資 産 合 計	38,895,360	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,895,360

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		29,548,526
売上原価		16,557,815
売上総利益		12,990,711
販売費及び一般管理費		9,257,536
営業利益		3,733,175
営業外収益		476,624
受取利息	47,701	
受取配当金	64,371	
持分法による投資利益	170,488	
その他	194,063	
営業外費用		70,721
支払利息	11,682	
為替差損	27,261	
その他	31,778	
経常利益		4,139,078
特別利益		908,913
段階取得に係る差益	450,328	
固定資産売却益	2,286	
投資有価証券売却益	49,948	
補助金収入	406,300	
その他	50	
特別損失		122,743
減損損失	106,746	
固定資産売却損	1,645	
固定資産除却損	3,661	
その他	10,689	
税金等調整前当期純利益		4,925,249
法人税、住民税及び事業税	1,387,227	
法人税等調整額	30,386	1,417,613
当期純利益		3,507,635
非支配株主に帰属する当期純利益		106,736
親会社株主に帰属する当期純利益		3,400,898

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,354,353	1,348,016	18,838,013	△5,159	23,535,222
会計方針の変更による累積的影響額			11,811		11,811
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,354,353	1,348,016	18,849,824	△5,159	23,547,034
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△876,519		△876,519
親会社株主に帰属する当期純利益			3,400,898		3,400,898
自 己 株 式 の 取 得				△118	△118
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△23,544			△23,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計		△23,544	2,524,379	△118	2,500,717
当 期 末 残 高	3,354,353	1,324,472	21,374,203	△5,277	26,047,751

（単位：千円）

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	406,256	651,137	△226,852	830,540	1,152,971	25,518,735
会計方針の変更による累積的影響額						11,811
会計方針の変更を反映した当期首残高	406,256	651,137	△226,852	830,540	1,152,971	25,530,546
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△876,519
親会社株主に帰属する当期純利益						3,400,898
自 己 株 式 の 取 得						△118
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△23,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	300,872	△429,057	△31,336	△159,521	733,741	574,219
当 期 変 動 額 合 計	300,872	△429,057	△31,336	△159,521	733,741	3,074,936
当 期 末 残 高	707,129	222,079	△258,189	671,019	1,886,713	28,605,483

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,193,193	流 動 負 債	4,064,358
現 金 及 び 預 金	4,117,260	買 掛 金	1,835,495
売 掛 金	3,215,912	リ ー ス 債 務	117,401
有 価 証 券	100,000	未 払 金	726,576
商 品 及 び 製 品	1,307,603	未 払 法 人 税 等	511,477
仕 掛 品	482,013	預 り 金	24,737
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	736,264	賞 与 引 当 金	459,805
繰 延 税 金 資 産	304,729	役 員 賞 与 引 当 金	77,490
そ の 他	929,409	製 品 保 証 引 当 金	225,759
固 定 資 産	17,443,019	そ の 他	85,615
有 形 固 定 資 産	6,177,931	固 定 負 債	2,355,378
建 物	2,098,045	リ ー ス 債 務	520,385
構 築 物	203,618	退 職 給 付 引 当 金	1,816,403
機 械 及 び 装 置	1,726,767	そ の 他	18,588
車 両 運 搬 具	682		
工 具、器 具 及 び 備 品	109,778		
土 地	1,443,861		
リ ー ス 資 産	559,547		
建 設 仮 勘 定	35,630		
無 形 固 定 資 産	570,261	負 債 合 計	6,419,736
借 地 権	790	純 資 産	
ソ フ ト ウ ェ ア	533,642	株 主 資 本	21,509,347
そ の 他	35,829	資 本 金	3,354,353
投 資 そ の 他 の 資 産	10,694,826	資 本 剰 余 金	1,380,380
投 資 有 価 証 券	3,983,201	資 本 準 備 金	1,380,380
関 係 会 社 株 式	2,334,628	利 益 剰 余 金	16,779,891
出 資 金	1,200	利 益 準 備 金	838,588
関 係 会 社 出 資 金	1,707,708	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,941,303
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,185,817	別 途 積 立 金	9,700,000
長 期 前 払 費 用	337	繰 越 利 益 剰 余 金	6,241,303
前 払 年 金 費 用	359,440	自 己 株 式	△5,277
繰 延 税 金 資 産	157,041	評 価 ・ 換 算 差 額 等	707,129
そ の 他	116,176	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	707,129
貸 倒 引 当 金	△150,725		
資 産 合 計	28,636,213	純 資 産 合 計	22,216,476
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,636,213

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,379,885
売 上 原 価		10,521,635
売 上 総 利 益		5,858,249
販売費及び一般管理費		3,938,043
営 業 利 益		1,920,205
営 業 外 収 益		663,598
受 取 利 息	32,605	
受 取 配 当 金	401,999	
受 取 技 術 料	128,005	
そ の 他	100,988	
営 業 外 費 用		275,180
支 払 利 息	5,667	
為 替 差 損	100,278	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	130,440	
そ の 他	38,794	
経 常 利 益		2,308,623
特 別 利 益		517,682
投 資 有 価 証 券 売 却 益	49,948	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	61,433	
補 助 金 収 入	406,300	
特 別 損 失		284,002
固 定 資 産 除 却 損	3,145	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	270,167	
そ の 他	10,689	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,542,303
法人税、住民税及び事業税	725,967	
法 人 税 等 調 整 額	31,042	757,010
当 期 純 利 益		1,785,292

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	9,700,000	5,320,718	15,859,307
会計方針の変更による累積的影響額						11,811	11,811
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	9,700,000	5,332,529	15,871,118
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△876,519	△876,519
当 期 純 利 益						1,785,292	1,785,292
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計						908,773	908,773
当 期 末 残 高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	9,700,000	6,241,303	16,779,891

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△5,159	20,588,881	406,256	406,256	20,995,137
会計方針の変更による累積的影響額		11,811			11,811
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,159	20,600,692	406,256	406,256	21,006,948
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△876,519			△876,519
当 期 純 利 益		1,785,292			1,785,292
自 己 株 式 の 取 得	△118	△118			△118
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			300,872	300,872	300,872
当 期 変 動 額 合 計	△118	908,655	300,872	300,872	1,209,528
当 期 末 残 高	△5,277	21,509,347	707,129	707,129	22,216,476

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

青 南 監 査 法 人

代 表 社 員	公 認 会 計 士	齋 藤 敏 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公 認 会 計 士	大 野 木 猛 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アネスト岩田株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

アネスト岩田株式会社

取締役会 御中

青 南 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 齋 藤 敏 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 大 野 木 猛 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

謄 本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門から監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はなく、その整備及び運用状況については継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

アネスト岩田株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岩田 一 (印)

監査等委員 大島 恭 輔 (印)

監査等委員 高山 昌 茂 (印)

監査等委員 森 敏 文 (印)

(注) 1. 監査等委員 大島恭輔、高山昌茂及び森敏文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、平成28年6月28日開催の第70期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年4月1日から平成28年6月28日定時株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ監査内容に基づいております。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

グループ経営ビジョン

1. お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企业となる。
2. コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。
3. 世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」になることを目指す。

「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」 となるために



ONLY ONEの商品で、市場ごとの

NUMBER ONE (No.1)を、

グループ一丸 (ONE ANEST IWATA)

となって、GLOBAL ONE を目指します。

株主総会会場ご案内図



会場

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 4階「サフィアの間」
TEL : 045-474-5111

最寄駅

新横浜駅（JR各線・横浜市営地下鉄ブルーライン）
より徒歩1分

交通

- 1 JR各線 横浜アリーナ方面出口
- 2 横浜市営地下鉄ブルーライン 3番出口



アネスト岩田株式会社

<http://www.anest-iwata.co.jp>



アネスト岩田株式会社

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)

平成19年5月15日施行

平成28年5月9日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、大正15年に創業以来、「誠心」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

「収益に徹底して固執する」「次なる成長へ向けて事業規模の拡大に挑戦する」「困難な経営課題の改革にスピードをもって取り組む」「社会的規範・環境保全を最重視し、社会に貢献する」を基本方針と定め、長期的成長に向けた基盤整備を進めてまいります。社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様へ買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入するものであります。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提

供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様が発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合は適用対象とします。大規模行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループ

- の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会(後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び(注8)をご参照)が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計4名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」とおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。な

お、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、米田 康三氏、大島 恭輔氏、高山 昌茂氏、森 敏文氏の合計4名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、

当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行なっていると判断される場合
- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対

抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様には本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長 60 日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記 3. (2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えま

す。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続きは不要です。）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会に

において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様の意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法ならびに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、平成28年3月31日現在の大株主の状況は別紙4の「大株主の状況」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様の意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能

とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記 5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

新株予約権無償割当の概要

【別紙1】

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注9)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注10)、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがあ

る。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

独立委員会規程の概要

【別紙2】

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、或いはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

(1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合

(2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合

(3) 独立委員が法令等に違反した場合

(4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意業務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

- ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
- ③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か
- ④対抗措置を講じるか否か
- ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
- ⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

【別紙3】

米田 康三 （よねだ こうぞう）

【略歴】	昭和	23 年	6 月	生まれ
	昭和	47 年	3 月	株式会社住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行
	平成	13 年	4 月	同行執行役員本店営業第二部長
	平成	14 年	6 月	Japan Equity Capital Co., 会長兼 CEO
	平成	15 年	4 月	大和証券SMB Cプリンシパル・インベストメンツ株式会社 顧問
	平成	17 年	6 月	平田機工株式会社 代表取締役社長
	平成	24 年	4 月	株式会社キンレイ(現㈱KRフードサービス)代表取締役社長
	平成	27 年	6 月	当社 社外取締役(現)
	平成	27 年	6 月	株式会社タカギ 社外取締役(現)
	平成	27 年	12 月	スリーフィールズ合同会社 代表社員(現)

大島 恭輔 (おおしま きょうすけ)

【略歴】	昭和	29年	1月	生まれ
	昭和	57年	8月	SUNX株式会社（現パナソニックデバイスSUNX㈱）入社
	平成	12年	6月	同社 取締役
	平成	19年	6月	同社 常務取締役
	平成	23年	6月	同社 常勤監査役
	平成	27年	6月	当社 社外取締役（現）
	平成	28年	6月	当社 社外取締役（監査等委員）予定

高山 昌茂 (たかやま まさしげ)

【略歴】	昭和	36年	9月	生まれ
	昭和	61年	8月	大原簿記学校会計士科専任講師
	昭和	62年	9月	英和監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所
	平成	2年	2月	協和監査法人入所
	平成	2年	8月	公認会計士登録
	平成	10年	2月	協和監査法人 社員
	平成	14年	4月	税理士法人協和会計事務所 社員
	平成	19年	1月	協和監査法人 代表社員（現）
				税理士法人協和会計事務所 代表社員（現）
	平成	19年	4月	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 特任教授
	平成	19年	9月	内閣府 公益認定等委員会 参与
	平成	23年	2月	文部科学省 独立行政法人評価委員会 臨時委員
	平成	24年	6月	当社 監査役就任（現）
	平成	25年	2月	オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役（現）
	平成	25年	8月	内閣府 公益認定等委員会 参与（現）
	平成	27年	4月	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 客員教授（現）
	平成	27年	4月	独立行政法人国立科学博物館 監事（現）
	平成	28年	4月	当社 社外取締役（監査等委員）予定

森 敏文 (もり としふみ)

【略歴】	昭和	21年	1月	生まれ
	昭和	43年	4月	三菱商事株式会社入社
	昭和	55年	6月	米国スタンフォード大学 MBA取得
	平成	5年	8月	欧阿中東三菱商事株式会社 副社長
	平成	7年	12月	米国三菱商事株式会社 副社長兼グループ COO
	平成	12年	6月	三菱製紙株式会社入社
				Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH 取締役社長兼 CEO
				Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH 取締役社長兼 CEO
				Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼 CEO
				Mitsubishi Paper Holding (Europe) GmbH 取締役社長兼 CEO
	平成	16年	6月	三菱製紙株式会社 上席執行役員
	平成	19年	8月	Heidrick & Struggles (Japan) 代表兼マネージング パートナー
	平成	23年	6月	株式会社ウイルビー・インターナショナル 顧問
	平成	24年	4月	株式会社コーチ・エイ 顧問（現）
	平成	24年	6月	当社 監査役（現）
	平成	28年	6月	当社 社外取締役（監査等委員）予定

上記独立委員会委員は、いずれも会社法で規定される社外取締役及び社外監査役の要件並びに

東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、米田康三氏、大島恭輔氏、高山昌茂氏、森敏文氏は同取引所に独立役員として届け出ています。

大 株 主 の 状 況

【別紙４】

平成28年3月31日現在

1. 発行可能株式総数 189,290,000株
2. 発行済株式総数 41,745,505株 (自己株式を除いた発行済株式総数: 41,739,073株)
3. 株主数 2,916名
4. 大株主(上位10名)

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数 (千 株)	発行済株式総数(自己株式を除く)に対する所有株式数の割合 (%)
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,272	5.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,970	4.72
ア ネ ス ト 岩 田 得 意 先 持 株 会	1,892	4.53
ア ネ ス ト 岩 田 仕 入 先 持 株 会	1,852	4.44
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	1,719	4.12
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,520	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,173	2.81
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,118	2.68
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,105	2.65
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,034	2.48
合 計	15,658	37.52

以 上

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(イ)連結子会社 37社

アネスト岩田コンプレッサ株式会社
 アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社
 アネスト岩田キャンベル株式会社
 エアエンジニアリング株式会社
 ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.
 ANEST IWATA Deutschland GmbH
 ANEST IWATA Babatz GmbH
 HARDER & STEENBECK GmbH & Co. KG
 ANEST IWATA AIR TECH s.r.l.
 ANEST IWATA France S.A.
 ANEST IWATA (U.K.) Ltd.
 Anest Iwata Scandinavia AB
 ANEST IWATA Iberica S.L.
 ANEST IWATA Polska Sp. z o. o.
 阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司
 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司
 東莞阿耐思特岩田機械有限公司
 阿耐思特岩田(上海)商貿有限公司
 上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司
 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司
 岩田友嘉精機股分有限公司
 ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.
 ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.
 ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co.,Ltd.
 ANEST IWATA Korea Corp.
 ANEST IWATA VIETNAM COMPANY LIMITED
 PT. ANEST IWATA INDONESIA
 ANEST IWATA USA, Inc.
 ANEST IWATA-Medea, Inc.
 ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc.
 ANEST IWATA Mexico S.de R.L.de C.V.
 ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA.
 AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.
 ANEST IWATA Australia Pty.Ltd.
 ANEST IWATA RUS LLC
 ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd.
 ANEST IWATA MIDDLE EAST FZE

第1四半期連結会計期間より、持分法適用関連会社でありました岩田友嘉精機股分有限公司は、株式の追加取得により連結の範囲に含めております。また同社株式の追加取得により、同社および当社が持分を所有する杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司について、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。第2四半期連結会計期間より被取得企業の損益計算書が取り込まれております。なお、両社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3か月以内であること、また取得日が第1四半期連結会計期間中であるため、第1四半期連結会計期間については持分法を適用しております。

当連結会計年度より、連結の範囲に含めておりましたANEST IWATA Europe s.r.l.とAIR GUNSA s.r.l.は、両社の新設合併により消滅したため連結の範囲から除外しており、新設合併設立会社であるANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.を連結の範囲に含めております。

連結の範囲に含めておりましたアネスト岩田真空サービス株式会社は、当社に吸収合併され消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、連結の範囲に含めておりましたAIR FACTORY ENERGY Ltd.は、当社の連結子会社であるANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.に吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、新たに設立したANEST IWATA Mexico S.de R.L.de C.V.と、持分を取得したHARDER & STEENBECK GmbH & Co. KGを連結の範囲に含めております。

(ロ)非連結子会社 0社

2. 持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の非連結子会社数 0社

(ロ)持分法適用の関連会社数 3社

株式会社アドバン理研

Anest Iwata Italia s.r.l.

Powerex-Iwata Air Technology, Inc.

(ハ)持分法を適用しない非連結子会社数 0社

(ニ)持分法を適用しない関連会社数 0社

(ホ)持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なりますが各社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アネスト岩田コンプレッサ株式会社、アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社、アネスト岩田キャンベル株式会社、エアエンジニアリング株式会社、ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.、及びANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.の決算日は連結決算日と同一であります。

その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

主に決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主に移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主に先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、並びに太陽光発電設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース資産総額に重要性が増したため、平成23年3月期以降にリースを開始したものについては、リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。それ以外のものについては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率による発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債または資産の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産に計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、5～6年間の定額法により償却を行っております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(1) 有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は、軽微であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が11,811千円、利益剰余金が11,811千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は11,811千円増加しております。

6. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外収益」の「受取技術料」について独立掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「解体撤去費用」について独立掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,467,737千円
(2) 投資有価証券中の関連会社の株式	1,357,393千円
(3) 投資その他の資産のその他中の関連会社の出資金	23,019千円
(4) 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりです。	
土地及び建物	81,312千円
短期借入金	19,360千円
長期借入金	36,300千円
計	55,660千円
(5) 短期借入金	
当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	7,806,164千円
借入実行残高	—
借入未実行残高	7,806,164千円

(連結損益計算書に関する注記)

(1) 一般管理費に含まれる研究開発費	527,978千円
(2) 固定資産売却益は主に車両運搬具等の売却によるものであります。	
(3) 固定資産売却損は主に器具備品等の売却によるものであります。	
(4) 固定資産除却損は主に機械装置の除却によるものであります。	
(5) 特別損失その他は主に法定による特定管理産業廃棄物処理費用によるものであります。	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式(株)	41,745,505	—	—	41,745,505

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式(株)	6,432	125	—	6,557

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 125株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	500,868	12.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	375,650	9.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(注)

(注) 1株当たり配当額には、創業90周年記念配当3円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	459,128	11.0	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に基づいて、円滑な経営活動を行うための資金の有効な調達及び運用を行っております。

運転資金の調達については、原則として当座貸越契約等による効率的な調達を行います。

ただし、設備投資に必要な資金の一部については、ファイナンス・リース取引を利用して調達する場合があります。デリバティブ取引については、リスク回避を目的としたものに限定して行う場合がありますが、投機的な取引については、一切行わない方針であります。

一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用する方針であります。この運用にあたっては、満期までの期間が1年を超える金融資産を選択する場合があります。このうち、長期預金については、格付けの高い金融機関に限定しております。また、満期保有目的の債券についても、信用リスクの僅少な格付けの高い債券のみを対象として取得しております。

保有する株式については主に取引先企業のものであり、市場価格の変動リスクがありますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況等を把握し権利の保全に努めております。

また、営業債権については、取引先の定期的な調査及び分析、未回収額の迅速な原因分析を行い信用リスクの軽減を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものにつきましては、次表には含めておりません。

区分	連結決算日における 連結貸借対照表 計上額(千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
①現金及び預金	8,100,275	8,100,275	—
②受取手形及び売掛金	5,928,211	5,928,211	—
③有価証券及び投資有価証券	3,816,678	3,817,165	486
④支払手形及び買掛金	3,613,083	3,613,083	—
⑤リース債務	637,787	659,699	21,912

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格に、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④支払手形及び買掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤リース債務

元利金の合計額を新規に借入した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券

非上場株式（関係会社株式含む）

1,626,789 千円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 640円14銭

1株当たり当期純利益 81円48銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,400,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,400,898
普通株式の期中平均株式数(株)	41,738,988

(追加情報)
(企業結合関係)

(取得による企業結合)

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、株式保有相手先との基本合意に基づき、当社の持分法適用関連会社である岩田友嘉精機股份有限公司の株式を追加取得し、同社及び杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司を連結子会社化することを決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

- ①被取得企業の名称 岩田友嘉精機股份有限公司
 主要な事業の内容 塗装機器の製造及び販売、圧縮機、真空機器の販売
- ②被取得企業の名称 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司
 主要な事業の内容 圧縮機の製造及び販売

(2) 企業結合を行う主な理由

グループ経営における意思決定の迅速化を図るため。

(3) 企業結合日

平成28年5月27日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

- ①岩田友嘉精機股份有限公司

企業結合直前に保有する議決権比率	50.0%
企業結合日に追加取得する議決権比率	0.1%
取得後の議決権比率	50.1%
- ②杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司

企業結合直前に保有する議決権比率	35.0%
企業結合日に追加取得する議決権比率	30.0% (うち間接保有 30.0%)
取得後の議決権比率	65.0% (うち間接保有 30.0%)

(7) 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社による現金を対価とする株式の取得

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

第2四半期連結会計期間より被取得企業の損益計算書が取り込まれております。

なお、取得日が第1四半期連結会計期間中であるため、第1四半期連結会計期間については持分法を適用しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

①岩田友嘉精機股份有限公司

取得の対価	企業結合直前に保有していた持分の企業結合日における時価	672,441千円
	追加取得に伴い支出した現金	1,429千円
取得原価		673,870千円

②杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司

取得の対価	企業結合直前に保有していた持分の企業結合日における時価	235,002千円
取得原価		235,002千円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 450,328千円

(重要な事業の譲受け)

当社は平成28年9月9日開催の取締役会において、オーストラリアの当社連結子会社 ANEST IWATA Australia Pty.Ltd. が、Broadbent Compressor Services Pty.Ltd. と Broadbent Compressor Services (NSW) Pty.Ltd. から圧縮機の製造販売及び修理を行う事業を譲受けることを決議いたしました。平成28年10月3日付で事業譲渡契約を締結しました。

1. 企業結合の概要

(1) 譲受け相手会社の名称及び取得した事業の内容

名称：Broadbent Compressor Services Pty.Ltd. 及び
Broadbent Compressor Services (NSW) Pty.Ltd.
事業内容：圧縮機の製造販売及び修理

(2) 譲受けを行う会社の名称

名称：ANEST IWATA Australia Pty.Ltd.

(3) 企業結合を行った理由

オーストラリア市場での事業拡大

(4) 取得した事業の取得原価

5,476千AUD

(5) 事業譲受日

平成28年11月1日

2. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

337,589千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(当社連結子会社による子会社の取得)

当社は平成28年12月9日開催の取締役会において、ドイツの当社連結子会社 ANEST IWATA Deutschland GmbH が、HARDER & STEENBECK GmbH & Co. KGの持分の全てを取得し、子会社化することを決議いたしました。平成28年12月19日付で持分譲渡契約を締結しました。

1. 企業結合の概要

(1) 取得する会社の名称及び事業の内容

名称：HARDER & STEENBECK GmbH & Co. KG
事業内容：塗装機器の製造販売

(2) 持分取得を行う会社の名称

名称：ANEST IWATA Deutschland GmbH

(3) 持分取得を行った理由

塗装機器の事業基盤の強化

(4) 持分取得価額および取得後の持分比率

①持分取得価額 4,033千EUR
②取得後の持分比率 100%

(5) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

(6) 持分取得の効力発生の時期

平成29年1月1日

2. 発生したのれん

(1) 発生したのれん

469,731千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)
移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、並びに太陽光発電設備は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械及び装置	7～17年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース資産総額に重要性が増したため、平成23年3月期以降にリースを開始したものについては、リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。それ以外のものについては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
- (4) 製品保証引当金
売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率による発生見込額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
6. その他計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式で処理しております。
7. 表示方法の変更
(1) 貸借対照表関係
前事業年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「リース資産」は、重要性を考慮し当事業年度より「無形固定資産」の「その他」に含めております。
- (2) 損益計算書関係
前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「海外源泉税」は、重要性を考慮し当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。
8. 会計方針の変更
(1) 有形固定資産の減価償却方法の変更
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は、軽微であります。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。
回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加算しております。
この結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が11,811千円、利益剰余金が11,811千円増加しております。
当事業年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は11,811千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

9,453,341千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

3,217,003千円

長期金銭債権

2,185,817千円

短期金銭債務

119,451千円

(3) 保証債務

関係会社の銀行借入に対して次のとおり保証（極度額）を行っております。

杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司

224,380千円

(4) 短期借入金

当社は運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末日の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額

7,300,000千円

借入実行残高

—

借入未実行残高

7,300,000千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

14,097,973千円

仕入高等

1,615,215千円

営業取引以外の取引高

515,491千円

(2) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費

527,978千円

(3) 固定資産除却損は主に機械装置の除却によるものであります。

(4) 特別損失その他は主に法定による特定管理産業廃棄物処理費用によるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,432	125	—	6,557

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 125株

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属 性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ANEST IWATA Deutsch- land GmbH	ドイツ ザクセン州	400 (千EUR)	塗装機 器の販 売	直接 90.0	2人	当社製 品の販 売等	資金の 貸付	703,380	関係会 社長期 貸付金	682,803
								利息の 受取	404	その他 (流動資 産)	402
子会社	ANEST IWATA Austral- ia Pty. Ltd .	オーストラリア ニューサウス ウェールズ 州	500 (千AUD)	圧縮 機、塗 装機器 の販売	直接 95.0	2人	当社製 品の販 売等	資金の 貸付	500,000	関係会 社長期 貸付金	500,000
								利息の 受取	626	その他 (流動資 産)	626
子会社	ANEST IWATA STRATEG- IC CENTER s. r. l	イタリア トリノ市	956 (千EUR)	塗装機 器、塗 装設備 の製造 販売	直接 86.8	3人	当社製 品の販 売等	販売	769,707	売掛金	432,065
子会社	ANEST IWATA AIR ENGINEER- ING, INC.	アメリカ オハイオ州	2,300 (千USD)	圧縮 機、真 空機器 の製造 販売	直接100	2人	当社製 品の販 売等	販売	691,698	売掛金	308,269
子会社	アネスト岩 田コンプ レッサ(株)	神奈川県 横浜市	10,000 (千円)	圧縮 機、真 空機器 の販売 及び修 理	直接100	3人	当社製 品の販 売等	販売	7,117,240	売掛金	808,706
子会社	アネスト岩 田コーティン グソリューションズ(株)	神奈川県 横浜市	10,000 (千円)	塗装機 器・設 備の修 理、塗 装設 備・部 品販売	直接100	2人	当社製 品の販 売等	販売	2,648,403	売掛金	356,838

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
製品の販売につきましては、一般の取引条件を勘案して価格を決定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	554,216 千円
賞与引当金	141,619 千円
その他	625,122 千円
繰延税金資産 小計	1,320,958 千円
評価性引当額	△ 439,235 千円
繰延税金資産 合計	881,723 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 109,629 千円
その他有価証券評価差額金	△ 310,322 千円
繰延税金負債 合計	△ 419,952 千円
繰延税金資産の純額	461,771 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	532円27銭
1株当たり当期純利益	42円77銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益(千円)	1,785,292
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,785,292
普通株式の期中平均株式数(株)	41,738,988